

## お知らせ

### 小児かかりつけ医制度を導入しました

当院では2021年10月から『小児かかりつけ医制度』を取り入れることにし、厚生労働省に届け出をいたしました。就学前まで（6歳）の乳幼児のお子さまを対象としたものです。

- ▶小児科は病気の診療だけでなく、発達・発育、予防接種に関わる疑問や悩みの相談、急な対応が必要かの判断など多種多様な目的での受診があることから、国は身近な相談窓口としての「かかりつけ医」を重視し、2016年にこの制度を作りました。
- ▶お子さまとご家族にとっては、かかりつけ医登録をいただくことで、病気の診療から予防接種、健診、健康や医療の相談までお子さまの総合的なサポートを受けることができます。また、新たな費用負担が発生することはありません。
- ▶かかりつけ医として一定の基準を満たした医療機関には、お子さまとの間でかかりつけ医登録が行われると「小児かかりつけ診療料」という医療費の加算が与えられ、かかりつけ機能を高めることにつながります。
- ▶国としては、医療機関の重複受診を防ぐことで医療費のコスト削減につながるものとされます。



当院でかかりつけ医登録をいただいたかたには

1. 急な病気の際の診療、アレルギーをはじめとする慢性疾患の指導管理
2. 予防接種についてのアドバイス、情報提供
3. 発達段階に応じた助言、健康についての相談
4. 他の医療機関との連携、特に専門性の高い医療機関での診療が必要な際の紹介

を行い、お子さまと保護者さまの身近な相談窓口となります。また、緊急の相談への対応として、

5. 診察時間内の電話による問い合わせへの対応を行うとともに、
6. 診療終了後の数時間は電話等によるお問い合わせになるべく対応します。ただし対応できない（電話に出られない）場合があります。別紙でご案内するさいたま市や埼玉県の相談窓口などをご利用ください。

▶急を要さない相談、診療予約や受診時間についてのお問い合わせは診療時間内にお問い合わせいたします。

その他、かかりつけ医登録をいただいたかたには、

7. 診療枠が埋まっている場合もなるべく診療します。電話でお問い合わせください。
8. メール登録していただければ、クリニックからのお知らせを先行してお届けします。インフルエンザワクチンなどの優先確保可能なものはできるだけ優先いたします。



小児かかりつけ医制度は登録制です。

登録できるのは6歳未満のお子さまで、当院に4回以上受診されたことのあるかたです。

登録できるのは1医療機関だけです。ただし、登録の変更、取り消しはいつでも可能です。

登録することによって医療機関への受診を制約されることはなく、かかりつけ医の登録をしても、ご都合に応じて自由に他の医療機関を受診できます。

かかりつけ医機能をいかにするよう、他の医療機関での診療内容についても後日お伝えいただくと助かります。

登録には文書での同意が必要です。ご希望の方は当院の窓口へお申し出ください。

▶当院で登録をされたかたで、登録を取り消したい場合は、ご遠慮なくお知らせください。

もちろん、取り消した後も引き続き受診していただけます。

▶現在他院で登録しているが当院での登録を希望されるかたは、登録クリニックにて解除する旨をお伝えください。

ご不明の点などがございましたら、ご遠慮なくお声をおかけください。

